

## 神戸市交通局の後援名義の使用承諾に関する要綱

平成 29 年 5 月 29 日 神戸市交通事業管理者

(趣旨)

第 1 条 この要綱は神戸市営交通の利用促進を図るため、沿線における催し等に対して、神戸市交通局の後援名義の使用を承諾するのに必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第 2 条 後援名義の使用承諾を受けようとする団体等は、原則として開催される催し等の 2 週間前までに様式 1 に必要書類を添えて申請するものとする。

2 申請に添える必要書類は開催される催しの概要が分かる資料とする。

(後援の要件)

第 3 条 前条で申請された催しの内容が、次に掲げる要件に適合している場合には、後援名義の使用を承諾することができる。ただし、神戸市交通事業管理者が当該行事の目的・内容が、適当でないことと認めたものについてはこの限りでない。

- (1) 神戸市営交通の利用促進に寄与するものであること。
- (2) 広く一般に公開されていること。
- (3) 政治的または宗教的な目的を有していないこと。
- (4) 営利その他の私的な利益を主目的とした活動でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものでないこと。

(催しの実施)

第 4 条 神戸市交通事業管理者は、後援名義の使用を承諾又は不承諾する場合には、様式 2 に定める通知文の送付により行うこととする。

2 後援名義の使用の承諾を受けた催しは、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとする。

(後援の取消し)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用の承諾を取り消すものとする。

- (1) 第 2 条の申請又は資料に虚偽の事項があったとき。
- (2) 催しの内容が第 3 条に定める要件を欠くことが判明したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、その他神戸市交通局が必要と認めるとき。

(催しの実施報告)

第 6 条 後援名義の使用承諾を受けた団体等は、原則として催し等の実施の 2 週間後までに様式 3 に定める様式にて報告すること。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

様式1  
年 月 日

神戸市交通事業管理者 様

申請者 (住所)  
(団体名)  
(代表者)

印

### 神戸市交通局後援名義の使用について (お願い)

下記の行事について、関係書類を添えて標記の後援名義使用を申請いたします。  
なお、政治活動・宗教活動その他本件後援の趣旨に反する行為は一切行わないことを誓約します。

#### 記

行 事 名	
主 催 団 体	
そ の 他 の 後 援 (予 定)	
日 時	
場 所	
開 催 の 趣 旨	
内 容	
当該行事の 広報印刷物等	(作製物の種類、枚数、配布場所等について記入してください)
そ の 他	

様式 2  
神 交 営 第      号  
年      月      日

様

神戸市交通事業管理者

## 神戸市交通局後援名義の使用について（通知）

〇〇年〇月〇日付で提出のありました後援名義の使用申請について、下記の通り通知いたします。

### 記

後援名義使用 について	後援名義使用（承諾・不承諾）通知
理 由 <small>（※不承諾の場合のみ）</small>	
行 事 名	
主 催 団 体	
そ の 他 の 後 援（予定）	
日 時	
場 所	
開 催 の 趣 旨	
内 容	
当該行事の 広報印刷物等	（作製物の種類、枚数、配布場所等について記入してください）
そ の 他	政治活動・宗教活動その他本件後援の趣旨に反する活動及び行事を行った場合には、後援名義の使用承諾を取り消します。

様式3  
年 月 日

神戸市交通事業管理者 様

申請者 (住所)  
(団体名)  
(代表者)

印

### 神戸市交通局後援名義の使用報告書

さきに、承諾がありました下記の行事について、次のとおり報告いたします。

#### 記

行 事 名	
主 催 団 体	
そ の 他 の 後 援	
日 時	
場 所	
開 催 の 趣 旨	神戸市交通局後援名義申請書に記載のとおり
内 容	神戸市交通局後援名義申請書に記載のとおり
当該行事の 広報印刷物等	(作製物の種類、枚数、配布場所等について記入してください)
参 加 人 員	
そ の 他	